

令和 7 年 1 月 31 日
青森市総務部人事課長

懲戒処分について

本市職員を地方公務員法第 29 条第 1 項の規定により懲戒処分としたので、別紙のとおりお知らせいたします。

別紙

1 オンラインカジノの利用による賭博について

(1) 事案の概要

令和元年頃から令和6年11月頃まで、オンラインカジノを利用した賭博を行っていたもの

(2) 被処分者及び処分量定

税務部国保医療年金課 主査 西澤 範行（49歳） 停職3月

【量定判断要素】

- ・オンラインカジノを利用した賭博を行っていたこと。
- ・常習性が認められること。
- ・人事課の聴き取りの際、虚偽の申告を行ったこと。

(3) 処分日

令和7年1月31日

(4) その他

令和7年1月31日付で自主退職

2 公用車パスの不正使用等について

(1) 事案の概要

令和5年5月から令和6年8月までの期間、通勤で使用した私有車をアウガ駐車場に駐車した際に、拾得した公用車パスカード（通行証）を不正に使用し、本来支払うべき駐車料金22,550円（計13回）を不正に免れていたもの

また、令和6年4月から同年8月までの期間、主に自動車通勤していたにもかかわらず、バスで通勤しているものとして、通勤手当を不正に受給していたもの

(2) 被処分者及び処分量定

税務部資産税課 主査 柳谷 義彦（47歳） 停職6月

【量定判断要素】

- ・拾得した公用車パスカード（通行証）を不正に使用し、本来支払うべき駐車料金を免れていたこと。
- ・通勤手当を不正に受給していたこと。
- ・人事課の聴き取りの際、虚偽の申告を行ったこと。

(3) 処分日

令和7年1月31日

3 駐車場料金免除印の不正使用について

(1) 事案の概要

○事案 1

令和 6 年 5 月から同年 10 月までの期間、通勤で使用した私有車をアウガ駐車場及び青森駅前公園地下駐車場に駐車した際に、来庁者の駐車場利用料金を免除するための検印及び免除印を不正に使用し、本来支払うべき駐車料金 48,070 円（計 24 回）の支払いを免れていたもの

○事案 2

令和 4 年 1 月から令和 6 年 3 月までの期間、知人が通勤のために使用した車をアウガ駐車場に駐車した際などに、知人等から頼まれ、来庁者の駐車場利用料金を免除するための検印及び免除印を不正に使用し、本来支払うべき駐車料金 26,180 円（計 16 回）の支払いを免れさせていたもの

○事案 3

令和 3 年 5 月から令和 5 年 3 月までの期間、通勤で使用した私有車をアウガ駐車場に駐車した際に、来庁者の駐車場利用料金を免除するための検印及び免除印を不正に使用し、本来支払うべき駐車料金 214,940 円（計 125 回）の支払いを免れていたもの

また、令和 4 年 12 月から令和 5 年 2 月までの期間、主に自動車通勤していたにも関わらず、バスで通勤しているものとして、通勤手当を不正に受給していたもの

(2) 被処分者及び処分量定

○事案 1

福祉部高齢者支援課 主事 佐藤 黎（29 歳） 停職 1 月

【量定判断要素】

- ・来庁者用の駐車場料金を免除するための免除印等を不正に使用し、本来支払うべき駐車料金を免れていたこと。

○事案 2

市民部行政情報センター市民課 主事 小鹿 美波（28 歳） 停職 1 月

【量定判断要素】

- ・来庁者用の駐車場料金を免除するための免除印等を不正に使用し、本来支払うべき駐車料金を免れさせていたこと。

○事案 3

企画部財政課 主事 加藤 大（32 歳） 停職 3 月

【量定判断要素】

- ・来庁者用の駐車場料金を免除するための免除印等を不正に使用し、本来支払うべき駐車料金を免れていたこと。
- ・通勤手当を不正に受給していたこと。

(3) 処分日

令和 7 年 1 月 31 日

令和 7 年 1 月 31 日

青森市政記者会 様

青森市長 西 秀 記

懲戒処分についてのコメント

本市職員によるオンラインカジノ利用による賭博、公用車パスカードの不正使用及び駐車場料金免除印の不正使用について、本日 1 月 31 日付で懲戒処分を行いました。

市民の皆様には多大なる御迷惑をおかけしましたことに対しまして、深くお詫び申し上げます。

今後は、市民の皆様からの信頼回復が図られるよう、綱紀粛正に取り組んでまいります。

【問合せ先】

青森市総務部人事課

担当：課長 村田、主幹 菅原

電話：017-734-5093